

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長について

令和4年4月1日、「所得税法等の一部を改正する法律」が施行され、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに作成されるものについては、印紙税の軽減措置が適用されます。

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率は、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「**軽減後の税率**」欄の金額となります。

契 約 金 額		本則税率	軽減後の税率
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円
1億円超	5億円以下	10万円	6万円
5億円超	10億円以下	20万円	16万円
10億円超	50億円以下	40万円	32万円
50億円超		60万円	48万円

※不動産譲渡契約書のうち、契約金額が10万円以下のもの、建設工事請負契約書のうち、契約金額が100万円以下のものは、軽減措置の対象外（税率200円）。契約金額が1万円未満のものは非課税。

○軽減土地の対象となる契約書に該当するかどうか、税額がいくらになるか等、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。

成年年齢引き下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応について

国土交通省

成年年齢を引き下げること等を内容とする民法改正法が令和4年4月1日施行され、18歳、19歳の若年者が親の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになり、また、未成年者であることを理由として結んだ契約を取り消すことができなくなりました。

成年年齢の引き下げ後に新たに成年に達した若年者は、契約の締結に当たって、その契約によって得られるものや支払う対価等を考慮した上で、その契約の締結が自身によって有益なものなのかを判断することが求められます。

したがって、事業者の方には、新たに成年に達した若年者との間で契約を締結するに当たっては、若年者が契約の内容を的確に理解し、判断するために必要な説明を行うなどの配慮をお願いいたします。

- ・成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」 <https://seinen.go.jp>
- ・成年年齢引下げに関するパンフレット <https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>
- ・成年年齢引き下げに向けた高校生向けリーフレット「18歳を迎える君へ」
https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html
- ・「東京リベンジャーズ」とタイアップした政府広報キャンペーン
https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/seinen_18/index.html

🌸 新入会員のご紹介 🌸

入会日	免許番号	名称	代表者	所在地	TEL
R4.3.31	知事(1)3689	社会福法人 伊勢亀鈴会	横山 仁司	鈴鹿市八野町字天伯 428 番地の 1	059-378-6666